

週休2日チャレンジ型工事（森林土木）実施要領

1. 主旨

建設産業においても、ワーク・ライフ・バランスを促進するために、森林土木工事現場において完全週休2日制を採用できる工事を発注することで、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

2. 概要

「週休2日チャレンジ型工事」を実施し、完全週休2日に対する成果に応じて、工事成績評定にて評点を加算する。

- 毎週「土日」を休みとする「完全週休2日制」を実施（ただし、工事内容により「特定した2曜日」とすることができる。）
- 「週休2日チャレンジ型工事」の採用は、発注者が事前に入札公告等により明示する。
- 成果については、工事成績評定において加点評価する。
- 対象工事は、森林保全課、森林整備事務所および高島支所が発注する全ての工事（災害復旧工事、単価契約工事および一部の森林土木工事等を除く）とする。

3. 定義

- ・「完全週休2日」の定義は、「工事着手日から工事完了日までの土曜日と日曜日（または特定した2曜日）に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。
- ・「現場閉所」の定義は、「現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。」とする。
- ・対象外の期間は以下の（1）および（2）の期間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。

（1）以下に該当する期間を含む週単位の期間とする。

- ①準備期間（契約日から30日間もしくは着手日のうち遅い日）、後片付け期間（20日間もしくは完了日のうち早い日）
- ②工場製作のみの期間
- ③工事全体を一時中止している期間
- ④年末年始（12月29日から1月3日）

（2）以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間

- ①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）
- ②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業
- ③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業
- ④その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業

4. 実施方法

(1) 工事着手前

- ・受注者が、休日を明示した工事工程表を作成した上で、監督員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休日とする完全週休2日が実施できることを確認する。工事工程表により確認できない場合は、工事工程表を再提出、再協議により確認する。
- ・工事工程表にあわせて、完全週休2日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。
- ・対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行う。

(2) 工事実施期間中

- ・当該工事が「週休2日チャレンジ型工事」であることを示す看板（以下、「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- ・週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ・週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。
- ・完全週休2日の実施状況は、受発注者の両方で、工事日報等により4週毎に確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。
- ・3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休日の確保が困難な事象が生じても、原則、5. 評価の対象期間の計算から控除しない。
- ・監督職員は、可能であれば、実施状況を確認する。

(3) 工事完了時

- ・すべての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

5. 評価

- ・実施状況に応じて、工事成績評定により加点評価を行う。
- ・受注者は、任意様式より実施結果を監督職員に報告し、この報告に基づき、受発注者とも確認の上、発注者が工事成績評定の加算点数を決定する。
- ・工期延期等、工期に変更があった場合の対象は、変更後の工期とする。
- ・履行遅延や、工程管理が不良と認められた場合、実施結果にかかわらず、工事成績評定の加算は行わない。
- ・3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休日の確保が困難な事象が生じても、原則、成績評定の対象期間の計算から控除しない。

6. その他

- ・完全週休2日制の不履行に対する措置は、原則として設けないものとする。
- ・上記において定めのないことは、受発注者間の協議により決定する。

付則 この要領は、平成 30 年 8 月 1 日からこれを適用する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日からこれを適用する。